

令和7年3月1日現在

指 名 停 止 一 覧

有資格者名	本店所在地	理 由	指名停止期間 (変更・解除期間)
株式会社イハラ	大田区北馬込一丁目3番13号	11 過失による粗雑工事等 (1) 区と締結した請負契約にかかわる工事施工にあたり、過失により工事を粗雑にしたと認められる場合	令和7年1月29日から 令和7年3月28日まで 2か月